

第 16 回岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

平成 26 年 10 月 2 日

第16回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成26年10月2日（木曜日） 午後2時～午後4時

○場 所 岩国市役所6階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第27号 岩国都市計画ごみ焼却場の変更について

(3) 諮問第12号 錦帯橋風致地区における風致保全方針の策定及び風致地区の区分の指定について

3 閉 会

○出席者〔委員20人〕

会 長 塚 本 俊 明

委 員（1号委員）

高 橋 幸 広 磯 野 恭 子 熊 野 稔 平 岡 邦 夫

（2号委員）

味 村 憲 征 片 山 原 司 河 合 伸 治 姫 野 敦 子 大 西 明 子

（3号委員）

西 野 賢 治 〔代理出席：江 川 剛〕 江 藤 純 嗣

（4号委員）

粟飯原 一孝 塩 田 博 志 嶋 田 宗 雄 原 田 英 浩 藤 重 保 章

増 渕 孝 夫 山 中 英 樹 山 本 栄 次

○欠席者〔委員3人〕

委 員（1号委員）

隅 喜 彦 長 野 寿

（3号委員）

藤 山 一 郎

○傍 聴〔1人〕

[午後2時 開会]

○事務局（弘下主任） 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第16回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、事務局を担当しております、都市計画課の弘下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、松村都市建設部長より御挨拶申し上げます。

○事務局（松村都市建設部長） みなさんこんにちは。都市建設部長の松村でございます。

本日は、大変お忙しい中、第16回都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より市政および都市計画行政全般にわたりまして、御理解、御協力を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

先の8月6日、本市は、過去最大規模の雨に伴う災害により、広島ほどではないものの、相当な被害を被り2名の尊い命も失われました。

これから、市の管理する道路、河川だけでも合わせて500近い被災箇所の復旧を行っていく必要があり、できる限り早い復旧に努めて参りたいと考えているとともに、都市政策、都市計画という分野においても、激しい気象条件が当たり前ようになってきている中で、改めて、そのあり方が問われているような気がしているところでございます。

さて、今回の審議会におきましては、日の出町ごみ焼却場について、また、錦帯橋風致地区における風致保全方針及び風致地区の区分につきまして、御審議をお願いすることとしております。

まず、ごみ焼却場につきましては、老朽化している二つのごみ焼却場を集約する形で、新たに日の出町に建設を予定しているごみ焼却場の位置や区域を、都市計画に位置づけようとするものでございます。

次に、風致地区につきましては、先の市議会9月定例会において可決された岩国市風致地区条例に基づき、錦帯橋風致地区の風致保全方針と、風致地区の区分を定めようとするものでございます。

後ほど、事務局から都市計画の案について、御説明をさせていただきますが、皆様からは、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（弘下主任） それでは、本日の委員の出席について御報告申し上げます。

本日、長野副会長、隅委員、藤山委員が所用によりご欠席との連絡をいただいておりますが、委員23名中、20名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、国土交通省山口河川国道事務所長の西野委員につきましては、公務のため、調査設計課 専門官の江川様が代理でご出席でございますので、お知らせいたします。

また、前回会議でもご報告させていただきましたが、1号委員として、山口県環境保健所・所長であります高橋委員を委嘱させていただきます。

前回会議は所用により御欠席されたため、今回、一言御挨拶いただきたいと思います。高橋委員、よろしく

お願いします。

○高橋委員 岩国環境福祉センターの高橋です。4月の異動で参りました。岩国は初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（弘下主任） ありがとうございます。次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました審議資料、表紙に青い帯が付いている資料です。それから、参考資料、表紙に緑の帯が付いている資料です。それと、本日席上に配布させていただきました議事日程、配席表、付議書として、議案と諮問がそれぞれ1枚ずつございます。なお、この付議書については、通常は審議資料にとじてお配りしておりますが、今回は、風致保全方針及び風致地区の区分を本審議会へ諮問する根拠となります「岩国市風致地区条例」が9月30日に公布されたことを受け、本日、配布させていただいたものでございます。

それから、岩国市風致地区条例の全文、そして、第16回岩国市都市計画審議会参考資料の正誤表。これは、参考資料において誤字がございましたので、お知らせするものです。お手数ですが後ほど修正をお願いできればと思います。

以上となりますが、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いします。それでは、よろしくお願いします。

○塚本会長 それでは、これより議事に入ります。なお、本日の会議は、都市計画審議会条例施行規則第12条の規定に基づき公開で行います。傍聴のルールにつきましては、都市計画審議会の公開及び傍聴に関する要綱に基づくこととしますので、傍聴人の皆様は御協力をお願いします。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されているため、高橋委員、嶋田委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。

よろしくお願いします。

続きまして、日程第2「議案第27号 岩国都市計画ごみ焼却場の変更について」説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（高崎都市計画課長） （パワーポイントを用いて説明）

それでは、この度のごみ焼却場の建設事業に伴う、岩国都市計画の変更について御説明させていただきます。私は都市計画課の高崎と申します。よろしくお願いします。

まず、この度の議案である都市計画の変更案の御説明の前に、ごみ焼却場建設事業について御説明させていただきます。

始めに、新たなごみ焼却場建設事業のこれまでの経緯及び候補地選定等について御説明させていただきます。本市では、焼却ごみは、現在、岩国市第一工場と周陽環境整備センターの2つのごみ焼却場において、処理をしておりますが、両施設ともに供用開始から20年以上が経過し、老朽化が進行しており、処理能力が低下しております。

このことから、平成20年度に「岩国市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ処理の効率化、適正化を促進するため、現在の2つのごみ焼却場の統合を含めた新たなごみ焼却場の整備事業を重点施策の一つ

として位置づけております。

また、翌平成 21 年度には、「岩国市焼却施設整備基本構想」の策定において、建設候補地、施設規模、処理方式、公害防止対策等を検討し、日の出地区を建設候補地とし、平成 31 年度の供用開始を目標として事業を推進することといたしました。

では、始めに、建設候補地の選定についてご説明いたします。まず、岩国市全域から、「市街地等との離隔距離」などの抽出条件を設定し、現地の確認を経て 10 箇所の候補地を抽出いたしました。

次に、「法的規制」、「自然環境条件」、「地形的条件」、「社会的条件」、「財政的条件」、「施設整備条件」の 6 つの要因について調査を行いまして、評価の高い 3 箇所に絞り込み、要因別評価点から算出した総合評価が最も高かった日の出町を最も有効な建設候補地としました。

なお、その後、地元自治会の方々をはじめ、関係各位との協議等を重ねながら、平成 25 年 12 月 24 日に東地区自治会連合会と、新たな焼却場の建設に関する協定を交わさせていただいているところです。

次に、処理対象区域についてご説明させていただきます。現在の焼却処理については、合併前の体制を継続しており、岩国市第一工場において岩国地域、美和地域、美川地域、錦地域及び本郷地域で発生する焼却ごみを処理しています。

また、周陽環境整備組合が設置・運営しております周陽環境整備センターでは玖珂地域、周東地域、由宇地域、和木町及び周南市熊毛地域の焼却ごみを処理しています。

新たなごみ焼却場の処理対象区域は、既存の 2 施設を統合し、岩国市全域及び和木町として計画しています。なお、周南市熊毛地域については、周南市の可燃ごみ処理施設での処理へ移行することとしています。新たなごみ焼却場の供用開始後は、岩国市第一工場並びに周陽環境整備センターの施設廃止手続きを行い、岩国市内のごみ焼却場は 1 箇所となります。

続きまして、施設の基本計画について御説明させていただきます。まず、新たなごみ焼却場の計画、設計、建設、運営に際しての基本的な方向性を示す方針として、3 つの整備基本方針を策定しました。

方針 1 として、安心、安全で安定した質の高い公共サービスを提供できる施設。

次に、方針 2 として、地域環境と地球環境の保全に貢献し、地域に信頼され融和する施設。

そして、方針 3 として、高い機能性と経済性を両立できる施設。

この 3 つの基本方針を柱として、基本計画設計に取り組みました。

その結果、処理方式は安心・安全で優れた環境保全性能を有し、高い機能性と経済性を両立する処理方式として（焼却方式（ストーカ式）プラス灰セメント原料化方式）を選定しております。

また、計画処理量につきましては、施設が稼動する平成 31 年度における処理量を推計して、年間に 43,012 トン、日当りにしますと 117.8 トンとなりました。

これを踏まえ、施設規模につきましては、平均処理量に実稼動率等の係数を掛けまして 1 日に 160 トン処理できる能力とし 80 トンの 2 炉構成としております。

次に、公害防止計画値についてご説明させていただきます。公害防止計画値の設定にあたっては、本市における公害防止の規制状況、本市の既存施設並びに近隣他施設の自主規制状況を踏まえて検討しております。設定する規制項目としては、排ガス基準、騒音に係る基準、振動に係る基準、悪臭に係る基準、排水基準がありますが、いずれの項目も、法律や条例等で規制される基準値以上の厳しい計画値としており

ます。

例えば、排ガス基準値の内容を例に、お示いたしますと、左側の列から「法規制値」、真ん中が「現在のごみ焼却場の規制値」、一番右側の列が「新たなごみ焼却場の自主規制値」になりますが、いずれの項目についても、「新たなごみ焼却場」の数値が最も厳しい数値に設定されております。

また、新たなごみ焼却場が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすかということについて「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」などに基づいて大気質、騒音、振動、悪臭、水質の現地調査や将来予測を行った生活環境影響調査の結果につきましては、それぞれの環境保全目標を満足できることから、周辺地域の生活環境への影響はほとんどないと評価されております。

生活環境影響調査の結果につきましては、平成 26 年 1 月 7 日から平成 26 年 2 月 6 日までの間縦覧させていただき、14 名の方が縦覧されましたが、意見書の提出はありませんでした。

次に、施設の配置計画ですが、全体敷地面積約 21,500 平方メートルの中に、搬出入車両の安全・円滑な走行ルートを確認して、工場棟を敷地の北西側に配置し、その外縁には緩衝緑地帯を整備する計画としております。

また、災害対策としましては、耐震安全性として人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れるものとし、地震時には施設を安全に停止でき、地震後ただちに定格運転が可能な施設とします。津波対策としましては、南海トラフ巨大地震による最大津波高さに対応できる、水密性を有するドアや防潮堤を配置することとしております。なお、詳細な計画については、工事を請負った民間事業者からの技術提案等を踏まえて最終決定することとしています。

本施設へ、市の委託による収集車両が搬出入する主な経路といたしましては、スクリーンにお示しておりますとおり、国道 2 号昭和橋交差点から、市道昭和町 1 号線や市道桂町 2 号線などを通行するルートを用意しております。搬出入ルートとなっております市道につきましては、車道 2 車線及び歩道が整備されており、大型車両が十分に離合できる幅員となっております。

交通量につきましては、市道桂町 2 号線では、本施設稼働後、施設への搬出入車両台数は、1 日当たり 270 台、時間当たりでは、多い時で約 40 台を見込んでおり、1 日当たりの全交通量に対する搬出入車両による増加率は、17 パーセントとの予測となっております。

搬出入車両による大気質や振動・騒音などの影響につきましては、生活環境影響調査により、それぞれの環境保全目標を満足できると評価されております。なお、市の委託による収集車両以外の、一般持ち込みの車両につきましても、本ルートを通行してもらうようお願いすることとしております。

次に、現在のごみ焼却場と新たな焼却場を比較してみました。処理方式は、現在の第一工場と同じ方式となります。施設規模については、人口減や皆様の御協力によるごみの資源化により、ごみの排出量が少なくなっていることから、現状より小さな施設となっております。

そして、排ガスの処理については、新たに脱硝反応装置を設置し、厳しく設定した公害防止計画値に対応しています。余熱利用につきましては、現施設でも老人福祉センターやグリーンオアシスに熱供給しておりますが、新たなごみ焼却場におきましても隣接地に健康増進施設等を整備する予定としております。

また、高効率の発電施設を設け、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用するサーマルリサイクルを計画しており、発電した電力は場内で利用するほか、余った電力は売電する予定としております。

最後に、今後の予定でございますが、今年度と来年度で岩国市土地開発公社が先行取得している建設用地の取得を行うとともに、設計・施工・運営管理を実施する民間事業者の選定を行い、平成 27 年度初旬に契約を締結する予定としています。その後、民間事業者により実施設計が行われ、平成 27 年度の後半には現地でのご工事に着手したいと考えております。そして、平成 30 年度末までに建設工事を実施いたしまして、平成 31 年度に新たなごみ焼却場を供用開始する予定としているところです。以上、ごみ焼却場建設事業について御説明させていただきました。

続きまして、ごみ焼却場建設事業にかかる都市計画の変更の手続きについて御説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。本年、4 月 19 日に、市民会館において、都市計画の変更案に関する説明会を開催いたしました。続いて 5 月 15 日に、市民会館にて公聴会の開催を予定しておりましたが、公述の申し出がございませんでしたので、開催しておりません。その後、変更案の縦覧を、6 月 26 日から 7 月 10 日までの 2 週間行っております。縦覧期間中、2 名の縦覧者がございましたが、変更案に対する意見書の提出はございませんでした。

これをもちまして、都市計画の変更の案を決定し、本日の都市計画審議会にお諮りしているところでございます。今後の予定といたしましては、本日の都市計画審議会でご承認いただければ、知事協議を行い、決定告示する予定でございます。

以上、都市計画変更の手続きについて御説明させていただきました。

それでは、議案第 27 号「岩国都市計画ごみ焼却場の変更」について御説明させていただきます。はじめに、可燃物処理場に関する概要について御説明いたします。

まず、現在、都市計画決定している 2 つのごみ焼却場について御説明いたします。スクリーンをご覧ください。こちらは「岩国市ごみ焼却場」で、施設名称は「岩国市第一工場」です。この施設は、岩国商業高校に隣接した南岩国町二丁目に位置しており、昭和 37 年に岩国都市計画区域に都市計画決定されております。その後、昭和 63 年に都市計画変更し、平成 4 年には現在の施設に建て替えが行われ、平成 10 年に区域面積を約 25,400 平方メートルに変更し、現在に至っております。

続いて、こちらが「周陽環境整備センター」になります。周陽環境整備センターは玖珂町奥ヶ迫に、面積約 11,500 平方メートルで平成 3 年に岩国南都市計画区域に都市計画決定され、平成 6 年に稼動しております。

次に、今回、追加変更する「岩国市日の出町ごみ焼却場」について、御説明させていただきます。それでは、スクリーンをご覧ください。本施設の用途地域は工業専用地域で、都市計画運用指針で望ましいとされる工業系の用途地域となっております。

こちらは配置計画の案になります。事業の説明の中でも御説明しましたが、工場棟を中心に、管理棟や計量棟、洗車場などを配置し、南側の入り口から車両が出入りする運用となります。また、北から西の敷地外縁は緩衝緑地として緑化する予定です。

施設の配置については、平成 24 年 8 月から平成 25 年 7 月までの間実施された生活環境影響調査では、大気質、騒音、振動、悪臭の将来予測について、生活環境への影響はほとんどないとの結果が出ております。赤線で示している部分が都市計画の決定範囲となります。

それでは最後に、都市計画の変更内容について、御説明いたします。今回は、新しいごみ焼却場を建設

するにあたり、ごみ焼却場として確保すべき位置及び区域を定めるために、都市計画法に基づいた所定の手続きを経て、都市計画の変更決定を行うものです。

今回、「岩国市日の出町ごみ焼却場」を追加変更する理由は、先程御説明しましたとおり、現在、焼却ごみの処理を行っています「岩国市第一工場」と「周陽環境整備センター」の2つのごみ焼却場が、ともに老朽化により処理能力が低下していることから、ごみ処理の効率化等のため、両施設を集約し、新たなごみ焼却場を日の出町に追加するものです。

追加するごみ処理場の名称は、岩国市日の出町ごみ焼却場、位置は岩国市日の出町、面積は約 21,500 m²、処理能力は 2 炉で 160 t となっております。今回の追加変更により、都市計画上、岩国市第一工場と周陽環境整備センターと合わせて、市内に 3 つのごみ焼却場が決定されることとなります。

なお、今回追加変更する日の出町ごみ焼却場が完成した後は、現在稼働中の岩国市第一工場と周陽環境整備センターについては、改めて、都市計画の変更手続きを行い、廃止する予定としております。

以上、議案第 27 号 岩国都市計画ごみ焼却場の変更についての説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、質疑等ございましたらいただきたいと思います。どなたからでも結構でございますので、挙手の上お願いいたします。

○大西委員 2 点お伺いします。周陽環境整備センターと共に、建設されて 20 年経過されたので古くなったという説明がありましたけれども、新しくできる日の出町の施設は耐用年数は何年でしょうか。それと、バグフィルタを使用するということですが、焼却の温度に問題が出てくると思うんですが、温度は何度で運転するのか、その点についてお聞きします。

○塚本会長 それでは事務局の方で回答をお願いします。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） はい、それではお答えいたします。焼却施設建設事務所の村上と申します。よろしくお願いいたします。

まず 1 点目の、今回新しく建設しようとしている焼却施設の耐用年数ですが、DBO 方式として発注をしておりますが、その中で運營業務も委託した発注をしております。運營業務委託期間は 20 年としております。ですから、耐用年数は 20 年以上が目標でございますが、一応こちらの発注仕様書の中で 50 年程度使用可能な施設を提案してくださいということを記述してございます。

それから、バグフィルタを使った際の焼却温度の設定が何度ですかという質問でございますが、発注仕様書の中では 850 度以上としております。実際に運用されるときは、請け負われた事業者の方で実施設計ということになりますので、そこで正式に決まることとなります。

○塚本会長 ありがとうございます。はい、大西委員。

○大西委員 ダイオキシンはもっと低い温度の方が発生を防げるということで、最高はそうであったとしても普通の運転はもう少し下げないといけないのではないかと思います。第一工場のバグフィルタを付けた時の経過も知っておりますので、温度の設定については実際の温度がどのくらいになるのか。300 度以上くらいと記憶しているんですけども、間違いかもしれませんが。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） ダイオキシンにつきましては、温度が高い方が発生は少なくなります。ですから、850 度以上としてございます。ただ、それを今度外に出す時にそのまま高い温度ですと再

構成といいますが、ダイオキシンがもう一度作られてしまうということで、規定の温度以下に排出ガスを下げてダイオキシンの再生を抑えて排出するという方法をとるようにしてございます。

○大西委員 それと、炉の改修は20年ぐらいと考えてよろしいですか。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 現在、こちらの発注仕様書ですと、20年の間に大規模な改修はないという仕様書にしており、それまでは新しく造った施設を小規模改修で維持できるような施設を求めていますので、そういった提案が出るものと考えております。

○塚本会長 よろしいでしょうか。

○大西委員 今の点では了解しました。もうひとついいですか。搬入道路なんですけれども、和木町からも搬入するというので、湾岸道路を将来使うということで、道路の負担が軽減されるのではないかというふうに和木町とか新港方面の人は思ってたんですけど、現在できておりませんので、いろいろ大変になるのではないかという意見が出ておりますが、湾岸道路ができ、それを使用したらどういうふうになるのかとか、いつ頃できて、交通量が少なくなるのかとかそういう見通しについてお尋ねいたします。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 湾岸道路の整備事業につきましては、国により事業の再評価が行われました。当初、平成20年代の後半に完成という予定でございましたが、この再評価によって現在平成32年度に完成というふうに認識されてございます。今、こちらの事業で新しい焼却施設は平成31年度に供用開始と見込んでおりますので湾岸道路完成までの2箇年程度は少なくとも環境影響調査を行いました市道を通行しての搬入搬出を考えております。いずれにいたしましても、今環境影響調査を行っている道路より住民の方に与える影響は少なくなると考えてございますので、一日も早い完成をお願いしたいと思っております。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○山本委員 まず1点は、先ほど第一工場の敷地面積が25,400平方メートル、周陽環境整備センターが11,500平方メートル、計36,900平方メートルとなっていますが、今回この日の出の21,500平方メートルというのはどういう観点からこの数字が出たのか。2つの施設で36,900平方メートルあったのが21,500平方メートルで足りるのか、しかも海の近くということで、この面積についての考え方をまず、お尋ねします。

2点目は、先ほどのご説明にありました、第一工場も周陽環境整備センターも20年経過して老朽化してきたと、今回20年は修理しなくても何とか維持できる、その後は修理しながらもっていくという考えだと思いますが、これについての25年になるのか30年になるのか分かりませんが、これがまた耐用年数がきた場合に次の建設地についてはどういう考えをもっているのか。まずこの2点をお伺いします。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） まず、1点目の施設の敷地面積ですが、ちょっと資料が古いのですが、旧建設省が計画標準案というのを昭和35年に示されておりますが、ごみ焼却場の標準敷地面積、これによりますと、一日の処理量が160トンの場合が約24,000平方メートル程度となります。本施設の計画では、場所が、平坦地でありまた後背地もない、また、調整池や残地森林などが不要であることなどから、土地利用計画である21,500平方メートルが妥当であるという判断をしたところでございます。

また、20年を超して新しい施設の耐用年数がきた時ということですが、また新たな候補地につきましては、新たな施設の隣地も含めまして新たに候補地を設定していくことになるかと考えております。

○**山本委員** そういう観点から見て、湾岸道路が32年度完成予定となっておりますけれども、31年度に供用開始して、2年間は今示された道路を通るということで、これについての当局の完成は予定なのかどうか。地元から見れば、非常に厳しい見方をしておりますので、完成と同時に道路も完成というふうに願っていますが、若干1年くらい遅れても、これが大幅に遅れることはないと思っていますでしょうか。

○**事務局（村上焼却施設建設事務所長）** 本施設の供用開始時期と、臨港道路の完成時期の問題でございますが、先ほどの事業概要の説明にもございましたが、現在使っております、第一工場並びに周陽環境整備センターともに20年以上経過して老朽化並びに機能低下をしている状況でございますので、施設の建設につきましては、こちらにも一日も早く完成して供用開始を目指したいというところで進めてございます。また、湾岸道路につきましては国の方で事業評価をされまして、完成予定が32年度ということになっておりますが、これが遅れるということは好ましい状況ではないと考えておりますので、今後も国に対して要望なりをしていきたいと考えております。

○**山本委員** 最後に1点。参考資料にある配置図の内、都市計画という区域の下に予定している温浴施設については都市計画決定をしなくてもいいのか。これについてお尋ねします。

○**事務局（村上焼却施設建設事務所長）** 隣接地に建設を予定しております余熱の利用施設でございますが、こちらの施設として今考えておりますのは、健康増進機能、あるいは地域の交流機能を備えました施設としましてふれあい、交流の場として整備したいと考えてございます。こちらの施設につきましては、健康増進等の機能を持つ施設ということでございますので、一体的にごみ焼却場として都市計画決定することはふさわしくない。また、これから提案を受けて詳細な設計に入りますが、こちらの整備の内容に伴いまして、必要があれば都市計画決定をしていくのではないのかなというふうに考えてございます。

○**塚本会長** 何か他に市のほうで補足はございますか。

○**事務局（高崎課長）** 余熱利用施設の都市計画決定ということでございますが、こちらのほうは、都市計画決定する必要はございません。

○**塚本会長** よろしいでしょうか。ありがとうございました。その他にご質問ご意見ございましたら。

○**山中委員** 現在2つある工場が1つになるのですが、何かトラブルがあったとか、あるいは変なものを持ち込んでストップしてしまったというときのバックアップはどういうふうに考えているのですか。例えば、3年くらい前に東京都で有機水銀が何かが持ち込まれてストップしたことがあったと思うのですが、そういう時に、近隣自治体にお願ひするとか考えておられると思うのですが、具体的にはどういったことを考えておられるのか。

もう1つは、現在の2つの工場で仕組みが違うと思うんです。私は由宇なんですけれども、個人で持ち込んだときに、どこから持ってこられましたかと聞かれる。聞くと、確認したわけではないんですが、どうも料金が違うのではないかという話らしいんですね。それが1つになれば統一されると思うのですが、そうではなく地区によって違うということになるのかをお伺いしたいと思います。

○**事務局（村上焼却施設建設事務所長）** 1点目の、施設にトラブルがあつてストップしたとき、これはトラブルの状況にもよるかと思いますが、小規模なトラブルですと2炉構成で1日160トンでございますが80トンの炉を2炉ということで、もちろん点検等で片側だけで運用等をする場合もありますので、片方の炉に関するトラブルであれば、片側を止めてその間に処置を図るというふうに考えております。また、大

規模なトラブルに見舞われて施設全体が運転できないとなりましたら、御指摘のとおり近隣自治体なりの施設にお願いするということになるかと思いますが、具体的にはまだ案はございません。

それから、2点目の現在周陽環境整備センターと第一工場2通りのシステムが1つになったときにどうなるのかですが、こちらも1箇所で搬出場所によってルールを変えるというほうが難しいかと考えておりますので、一体のルールとして運用するようになるのではないかと考えてございます。

○平岡委員 周陽環境整備組合で温水プールを経営しておりますが、焼却の余熱利用で温水プールをやっておりますが、この辺はどうなるのですか。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 現在のグリーンオアシスの運用ですが、もちろん今の周陽環境整備センターを熱源として運用しておりますので熱源がなくなれば、熱源分につきましては賄うことができませんが、もし引き続き使用することになればそれに代わるものが必要かなと思いますが、グリーンオアシス自体の運営につきましては今後、政策調整会議等をもちまして検討を行うと聞いております。

○姫野委員 先ほどの質問に関連してお伺いしますが、トラブル、事故等なく安全運用が望ましいところでありまして、24時間方式で燃やして行かれるものかと思いますが、日の出の不燃物処理場が隣接しておりまして、そこを建設されてから12年とかという中、かなり嵩上げというか建屋の部分と地盤で建物の段差が大きくなっていると、やはり建てられた当時の状況とは嵩上げたというところでは不安定な部分もあったように見受けられました。今回は焼却場ですので大変重厚な対策を練られてのこととは思いますが、こういった埋立地に建設する場合は液状化等の対策ということについてもかなりの配慮が必要ではないかと思いますが、その辺も含めて安定的な運用ということでは十分対策を練られているかという点についてまずお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの不燃物処理場との隣接の関係で、通行量は先ほど申されましたように約17パーセントアップ、通行台数についても270台ということで、はるかに上回る通行の支障はないというご説明があったように思いますが、その中で今の両方の大きな運搬用トラックが行き来するというときに、この用地等での交通トラブルがないような対策等も考えられる中、現状でどのように考えておられるのか分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） まず液状化等の対策について考えているかということでございますが、今、委員ご案内のように隣の最終処分場は目視で見分けるような状況でございます。今、民間事業者の選定にあたりまして、参加される方々には当然、対策をとるような発注仕様書をこしらえてございます。具体的には各社の提案によりますが、そういった影響が抑えられるような提案をいただくようにしてございます。

それから、道路の交通量でございますが、現在の主なルートの一つであります昭和町1号線につきましては、現在排水性舗装ということで、搬入経路で水がたまってスリップなどが起こりにくくなるよう舗装替えをしております。その他、運用にあたりましては、ハード面はもちろんですがソフト面でも交通安全の徹底を図っていきたいと考えてございます。

○姫野委員 隣の不燃物処理場も現時点で使用がいつ頃までできるか計算してですね、今回のごみ焼却場への搬入ということを考えておられるのかどうか。出てきた灰はたぶん徳山等に運ばれてセメント等に利用していくのではないかと思います。なるべく少なく排出できるよう改良されているかと思いますが、隣

の施設との兼ね合い、いつ頃まで利用できますでしょうか。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 現在の最終処分場の今後の使用の予定でございますが、現在焼却灰をセメント化ということで最終処分をせずに、再利用しているということを受けまして、最終処分場の延命を図ってございます。これが、少し前なんです、平成 25 年 4 月時点におきまして残存の使用年数が、約 27 年と推計してございます。

○塚本会長 よろしゅうございますか。その他。

○嶋田委員 2、3 伺いたいと思います。灰セメント原料化方式ですね、これは費用がかかって採算がとれていないところがあるかと思うのですが、その辺の心配はあるのかないのかということ。

それから海が近いので、南海トラフなどの地震の際の津波に対する考慮がどの程度されているのかという点。

もうひとつ、余熱利用施設をここに建てた場合の利用者の通行によって交通量が増えると思うのですが、それは配慮されているのでしょうか。6.5 メートルの幅員は結構狭いと思うんですけども、市民の方々がたくさん来るとなるとそういった対策が必要となってくると思うのですが、その辺りはどう考えているのか伺いたいと思います。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） まず 1 点目が、灰セメント原料化につきまして、心配されております費用の面で、難しいところであるようだとということでございます。山口県のほうのゼロミッション事業の一環として、セメント原料化は平成 14 年の 4 月から開始されておきまして、重点プロジェクトの一つともなっておりますので、今後もリサイクル率の向上という面からも取り組みたいという考えでございます。

それから、津波対策でございますが、平成 24 年 3 月に示されました南海トラフ地震の推計値、こちらを基にしてこれから実施設計におきまして敷地の高さ、あるいはそれぞれの対策は検討して参ることとしております。条件といたしまして津波の高さが T P プラス 3 メートルということが示されておりますが、既存の堤防高が T P プラス 4.7 メートルでございます。またその上の波返しの天端高が 5.8 メートル、最終処分場、レイアウトがございまして、そちらの上の高さが T P プラス 6 メートルの位置にございます。これらを基に、新しい施設の津波対策を十分配慮していただく設計としてございます。

余熱利用施設の利用者が考慮されているかということでございますが、当然余熱利用施設で利用者が多くなりますと、こちらの方へ行き来される方も多くなると思います。現在実施しております生活環境影響調査でございますが、こちらは対象とする調査事項が、廃棄物の処理に伴って生じる生活環境への影響という観点から今現在余熱利用施設に関する調査ということにはなっておりません。また、余熱利用施設の詳細については今後、実施設計になって行くのですが、現時点でごみ焼却場からの供給熱量の算定に用いております利用人数ではありますが、50 人程度と想定しているところでございます。

○嶋田委員 灰セメント原料化方式については、費用と経済性を十分考慮していただけたらと思います。

余熱利用施設については 50 人で採算がとれる施設があるのでしょうか。もっとたくさん利用していただかないと意味がないのではないのでしょうか。そこも含めて市民が大いに利用して楽しめる安全な施設をつくってもらえたらと思います。

○塚本会長 他にございますか。

○増淵委員 環境アセスメントの件ですが、平成 24 年 25 年と 2 回やられて、周辺地域の生活環境への影響はほとんどないということなんですけれども、この施設は海に面していますので、施設から燃料等の海への流出といいますか、事故等による流出について海の汚染に関する対策はどのようにされるのかお聞きしたいのですが。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 施設から流出することが心配される汚染物質としまして、燃料となります灯油あるいは軽油、これは事業者からの提案によりますが、そういったものがございます。また搬入されますごみ自体が流出してしまうことも心配されるかもしれません。ただ施設全体に関わるような事態になってしまうと難しいかもしれませんが、ある程度の地震あるいは津波に対しましてはそれぞれの想定値に耐えられるような設計としております。流出に関しましては、堤防が決壊した時にどうするかということでございますが、油につきましても通常の油漏れは外に出ないような対策はとるようにしております。

○増淵委員 福島原発でも、ああいう最先端のところでもやっぱりパッキンの漏れとか錆とかで漏れてきたわけですから、たぶん安全はないと思うんですね。想定外ということをおっしゃらないでいただきたいのですが。

○栗飯原委員 先ほど津波の潮位の説明がございました。堤防の高さにつきまして、TP プラス 3 メートルとか 4 メートルというふうにおっしゃられましたけれども、中等潮位の基準なんですけれども岩国に近いところのポイントでプラス何メートルというふうなことをやっていかないと、あまりにも遠いところの中等潮位を設定されても適切でないような気がします。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 先ほど説明しました南海トラフの時の津波の想定の高さ、TP プラス 3 メートルというのは、岩国での高さを申し上げました。

○栗飯原委員 いわゆる TP は東京湾ですからね。TP や OP がありますが、OP は大阪湾ですが、TP だと東京はあまりにも遠いですから、もう少しここに近いところの中等潮位を基準に比べてここはどうかということと言わないと危ないと思うのですが。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 今、TP というのは東京湾を基準にした高さですが、これを全国どこでも使えるようにしている基準の高さですので、例えば、東京湾でも岩国でも TP ゼロは同じ高さというふうになってございます。

○塚本会長 その辺り技術的な話でございますので、後ほどでも、ぜひ正確に説明していただければと思います。かなり意見が出ておりますけれども他に何かございますでしょうか。

○山中委員 設備ですね。余剰電力を利用して、発電して施設の電力に利用するとか、余剰電力を売却するとかいう話を伺ったのですけれども、例えば施設の屋上や緑地などにソーラーパネルを設置するとかいうことは考えておられるのでしょうか。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） こちらから出しております発注仕様書に太陽光発電等については具体的な名称では入ってございません。ただ、施設の提案といたしまして、省エネルギーですとか、そういったものにどういう配慮がされているかを求めてございますので、その中に盛り込まれる可能性としてはないことはございません。ただ場所が日の出町の先ほどお示した場所でございますので、上空に民間機あるいは米軍の飛行機が飛びます。その辺の影響を考慮しないといけないかなと考えております。

○塚本会長 かなり意見も出てまいりました。他にございますか。

○味村委員 基本条件のことでお聞きしたいのですが、日量 160 トンということで、これを2つの炉でやるということですが、1つの炉が壊れた時にもう1つの炉だけで間に合うのかどうか。2点目、供用開始が平成31年ということですが、現在の平成26年を基準に推計しているものと思われますが、例えば20年前の平成6年からのごみの日量の計算はどういうふうになるのか。それによって、十分だといえるのかどうか。

それと、今言ったように1つの炉のこともあるけれども、突発的に大変な状況になったときどのくらいの最高量を計算してこの設計条件にしたのかという点についてお聞きします。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 順不同となって申し訳ありませんが、最後の量の経緯でございすけれども、今、日量160トンをはじいてございますのは、年間の量にしまして43,012トン、これが平成31年度の推計でございす。その基になっておりますのは平成23年度、これは実績でございすが、49,305トンで、さらに平成35年の総量が40,218トンとなってございす。これを推計しまして31年度の搬入量を推計してございす。

それから、量の最大をどのくらい設けておるかという御質問ですが、日量160トンが年間の総量を推計したものを割った平均的な数字でございす。この年間量の中に、災害廃棄物等も含んでございす。それと、基地ごみの許可数量もそのまま入れてございす。ですから、年間を押し並べて例えば災害が起こったときには日量を超えるごみが入ってくるかと思いますが、中のピットあるいは災害ごみの一時仮置き場等で対応するようになるかと思いますが、通常の量の大小につきましては、搬入ピットで対応するように計画してございす。

それから2炉構成でトラブル時に大丈夫かというご質問ですが、今、日量160トンと推計していますが、そこから1炉にするか2炉にするか3炉にするかというのを検討しているところでございすが、1炉あたりの炉の大きさ、メンテナンスのサイクルの検討等を行いまして、結果2炉という決定をしたところでございす。

○味村委員 今2つのうち1つが休まないといけない、そして最大量もあるので、検討しているとかではなくもう少し数字できちんと言っていただきたい。平成6年から26年までどのくらい増えているのか減っているのか、そして、31年にはどのくらいの増加をみているのか、突発的な想定を超えた量が出た場合はどこまでならできるのか、もちろんピットとして置き場にのけておくことはできるけれども、炉自体のことを聞いているのだから、十分1年間で焼却できるのか。今まで2箇所で行っていたものを1箇所で行うようになって、2つの炉になるわけで、2つの炉のうち1つにトラブルがあった時や停止しているときにたまたま何かがあったときに対応できるのか。ごみピットに貯まって増えていく、それが一番近隣の住民の人にとっては困るのでは。検討しているとかではなくて数字をきちんと示されないと意味がない。160トンと書いているわけだから、数字できちんと言ってくれないと、ここが設計基本条件の一番大きなところで一番知りたいことです。この審議会としてはここがちゃんと運用されるかどうかが一番重要なところで

○塚本会長 お答えいただけますか。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 搬入量につきましては、資料が平成23年度以降のものなので申し

訳ございませんが、年々減少している傾向でございます。数字で申し上げますと、先ほども申し上げましたが平成 23 年度で 49,305 トン、計画年度であります、平成 31 年度が 43,012 トン、さらに平成 35 年になりますと、40,218 トンの推計をしております。

80 トン炉が 2 つの 160 トンで入ってくるごみをすべて賄えるかということでございますが、日量 160 トンが能力でございます。それを超えた量の搬入がございますと、ピットに貯まっていく状況になります。委員がおっしゃいますように、点検等でも片方が止まる、あるいは両方が止まるという時もございます。そういった時に、ピットの貯留が年間で一番多いところをシミュレーションしますと、10 日程度のピット容量があれば年間の処理量が適切に処理できるという試算をしております。

○味村委員 今の話ですと、両方停止したとして、約 10 日は貯留できるということで、10 日以上すると大変なことになるというふうに考えていい訳ですね。では、過去の 23 年とかはいいけれど、やはり逆に過去に一番量が多かった時はいくらだったのか。一度あることは二度あるのだから、いくら今、減っているとしても。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 手元にある資料の範囲で申し訳ないのですが、平成 23 年に比べまして、それ以前は多かったのですが、平成 16 年、17 年あたりが横ばいで多い時期でございます。この数値の対象が旧岩国市だけの可燃ごみですので先ほど申しました数字とは合ってはいないのですが、この数字でみますと、計画年度 31 年度の可燃ごみ量が 31,690 トンに対しまして、35 年度 31,011 トンで落ちております。過去を遡りまして、平成 23 年度が 32,833 トン、さらに遡りまして、平成 16 年、17 年がほぼ同じですが、38,000 トン程度まであったという資料がございます。

○味村委員 やはり今の電力政策でも原子力で十分と思ったらトラブルがあるなど、想定外のことが起きるわけです。10 日の容量ということも分かっているのだから、リスク管理も必要だし、費用とか大きさもあるんだろうけれども、根拠をしっかりと示してもらえればよかったと思います。

○塚本会長 よろしゅうございますか。新しく焼却場をつくるということで、この都市計画審議会の議事内容としては位置を決めるということについての場ではございますけれども、いろいろと皆さん御心配なことがあっていくつかご質問が出たと思います。かなり意見が出てきたと思いますけれども、他にどなたかこれをぜひということはございますでしょうか。

○原田委員 平成 31 年度に周陽環境整備センターも廃止ということになります。そうすると、現在、事故や災害等で玖珂、周東地区が分断されるということが多いと思うのですが、その場合に玖珂、周東地区で処理できないという可燃ごみ、これは何日くらい玖珂、周東地区でストックできるのか、何か示すものがあれば教えてください。

○事務局（村上焼却施設建設事務所長） 現在、玖珂、周東地域が仮に今、分断されたらという計画は持ち合わせてございません。

○塚本会長 よろしゅうございますか。かなり時間も経過してまいりました。特に御質問がございませんようでしたら、この件について決を採りたいと思います。いろいろな御意見が出てまいりましたが、反対意見は無く、基本的にはこの内容でよろしいかと思っておりますけれども、原案のとおり可決決定するということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、ご異議はないものと認めます。よって議案第 27 号につきましては当審議会として、原案のとおり可決決定した旨市長に答申いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第 3「諮問第 12 号 錦帯橋風致地区における風致保全方針の策定及び風致地区の区分の指定について」説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（高崎都市計画課長） それでは、諮問第 12 号、錦帯橋風致地区における風致保全方針の策定及び風致地区の区分の指定について、御説明させていただきます。御説明は、お手元の資料に沿って進めさせていただきます。

まず、審議資料、表紙に青い帯が付いた資料でございますが、この 4 ページをお開きください。諮問事項をご説明する前に、「風致地区制度の概要と現状」について御紹介させていただきます。

まず、「1、風致地区制度の仕組み」についてでございます。風致地区とは、都市計画法第 8 条に規定される地域地区の一つで、第 9 条には「風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区」と規定されております。風致とは「良好な自然的景観」のことであり、風致地区の指定により、都市における良好な自然的景観の維持を図ることとなります。都市計画法第 58 条では、「風致地区内における建築物の建築等の行為については、政令で定める基準に従い、条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる」とされております。風致地区制度は、右側のイラストにあるとおり、赤色で示す風致地区の区域を都市計画決定し、その区域に対して、条例に規定された規制内容を適用することにより構成されております。

次に、「2、風致地区に関連する法令等の主な変遷」についてです。まず、「風致地区」は、大正 8 年に、旧都市計画法において初めて規定されました。本市では、昭和 13 年に、「錦帯橋風致地区」、面積約 341.1 ヘクタールが、都市計画決定されています。

また、昭和 43 年の新都市計画法の制定等を受け、昭和 45 年に山口県において「風致地区内における建築等の規制に関する条例」が制定されております。その後、昭和 55 年度に、県条例の運用が市に移譲され、風致地区の許認可事務は、現在も岩国市が行っております。

次のページをお開きください。平成 23 年には、第 2 次一括法の施行による市への権限委譲により、10 ヘクタール以上の風致地区の都市計画の決定と条例の制定は、市町村長が行うこととされました。これを受け、平成 24 年に県の風致条例が廃止されておりますが、平成 27 年 4 月 1 日までの間は、経過措置が設けられており、現在も県条例による運用を行っている状況です。このことから、風致地区条例は、本年度中に制定する必要があり、先月の市議会定例会において、「岩国市風致地区条例」について御審議いただき、御承認をいただいたところです。

なお、条例の施行日は、平成 27 年 4 月 1 日としており、これに向けて必要な準備を進めている状況でございます。

次に、「3、錦帯橋風致地区における現行の県条例の概要」についてです。錦帯橋風致地区においては、県の風致条例により、城山及び横山地区に第 1 種風致地区が、それ以外の地区に第 3 種風致地区が指定されており、それぞれ県条例で規定する建築物の高さや建ぺい率等の許可基準が適用されております。なお、第 2 種風致地区は指定されておられません。資料には、主な許可基準を掲載しております。

次の 6 ページをご覧ください。「4、錦帯橋風致地区における制度運用上の課題」についてです。現在、

県条例に基づく運用を行っておりますが、風致地区内において、「対象となる風致やその保全の考え方等が示されていないため、風致の維持のために土地所有者等が取り組むべき事項が不明確」となっております。今後も土地所有者等の御理解と御協力を得ながら、当地区の風致を維持していくためには、風致の維持に向けた保全方針を明確にし、市民協働による取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、県条例による区分及び許可基準については、これまでは県内一律で定めた区分の中から、本市の風致地区にあったものを適用していましたが、運用から長期間が経過する中、当風致地区における各地区の特性を踏まえた区分等の設定が求められている状況です。本市の風致地区条例の制定にあたっては、基本的には現行の県条例の規定を継承することとしておりますが、より地域の状況に適した風致の維持を図っていくため、こうした課題に対応できるよう、条例を整備しております。

次の「5、岩国市風致地区条例の制定」では、①から③に、市条例と県条例の主な変更点をお示しております。

まず1点目として、「風致地区ごとの風致の維持・創出に関する方針を明確にするため、風致保全方針を策定する」こととしております。これにより、地区内の土地所有者等の積極的な理解と協力を得るとともに、許可の運用に当たっての参考として活用することができるようになります。

2点目として、「風致地区の区分を、3区分から4区分に変更する」こととしております。これにより、本市の風致地区の特性に応じた、決め細やかな対応を図ってまいりたいと考えております。

3点目として、「申請者の事務負担の軽減、事務処理の効率化等を図るため、行為の変更許可、完了届及び中止届について新たに規定する」こととしております。

なお、この「岩国市風致地区条例」については、市議会9月定例会においてご審議いただき、可決されたところであり、9月30日付で制定をしております。

資料の囲みの中には、市条例の抜粋を掲載しております。この条例において、第2条と第3条の下線を引いている条文になりますが、「風致保全方針」及び「風致地区の区分」を定めるときは、都市計画審議会の意見を聴くこととしておりますことから、本日、審議会にお諮りしているところでございます。条例の全文につきましては、本日、お配りしておりますので参考にしていただければと思います。

それでは、諮問事項であります、「風致保全方針の策定及び風致地区の区分の指定」について、御説明させていただきます。

6ページの風致地区条例の抜粋を御覧ください。第2条第2項において、風致保全方針に定める事項を規定しております。

まず、「(1)風致地区の区分に関する事項」、「(2)の風致の維持及び創出のための施策の方針に関する事項」、そして「(3)前2号のほか、風致の維持及び創出に関し重要な事項」、以上3つの事項を風致保全方針に定めることとしております。これを踏まえ、本日お示ししている錦帯橋風致地区風致保全方針（案）を作成しております。

次に7ページをお開き下さい。こちらが「錦帯橋風致地区保全方針」案になりますが、「風致地区の区分」につきましても、この方針の中に含め、策定しております。それでは、まず、「1、風致地区の特性及び課題」についてです。錦帯橋風致地区は、城山及び横山、岩国、川西地区の城下町を含む区域に指定されており、その歴史的経緯から、良好な自然的景観を有しております。今後においても、こうした資源を保全

していくため、国指定の名勝である錦帯橋を中心として、自然的景観や歴史的景観が一体となった良好な環境を住民とともに維持・整備していく必要があります。

次に「2、風致地区指定の目的」についてです。「1の特性及び課題」を踏まえ、「城山や錦川等の自然環境と、錦帯橋や岩国城等の歴史的資源を主体に形成された歴史的景観が調和した、自然的景観の保全と継承を目的とする」としております。

次に、「3、特に風致を維持すべき土地の状況及び区域、枢要な森林の指定の方針」についてです。城山には、樹齢160年のクスやシイなどの照葉樹林等が広がり、緑豊かな景観を形成すると共に、良好な自然環境が保全されております。また、山麓に広がる横山地区は、城山を背景として、水と緑に囲まれた市民の憩いの場となっている公園や、城下町の面影を残す歴史的資源と街並みとが調和した、良好な自然的景観の保全が図られております。これら、城山と横山地区の区域を、特に風致を維持すべき区域とし、また、このうち森林部分を枢要な森林として保全に努めることとしております。

次に「4、風致地区の区分に関する事項」についてでございます。まず、「(1)風致地区指定の範囲」でございますが、良好な自然環境を有する城山、湾曲して流下する錦川及びその周囲の緑地、また、これらと一体となって良好な自然的景観を形成すべき区域を指定の範囲としており、これを都市計画決定しているところでございます。

次に、「(2)風致地区の区分」についてでございます。岩国市風致地区条例においては、風致地区に4つの区分が設けられ、それぞれ許可基準を定めております。錦帯橋風致地区は、その区域内において、風致の状況等が様々であることから、地域の特性に応じた、きめ細かな規制誘導を行うため、本風致地区を4つの地区に区分し、それぞれ条例で規定する許可基準を適用させることとしております。

風致地区の区分については、現行の指定と、この度の指定案とを比較して御説明したいと思います。お手数ですが、別冊の参考資料（表紙に緑色の帯が付いた資料）の13ページを御覧下さい。左側が県条例に基づく現行の区域指定、右側が、本日の諮問事項であります、市条例に基づく区域指定の案でございます。県条例に基づく指定では、城山及び横山地区に第1種風致地区が、それ以外の区域には第3種風致地区が指定されております。なお、第2種風致地区の指定はございません。現行の指定では、主要な自然環境を有する城山と、市街地部を有する横山地区とが、同じ第1種風致地区とされております。また、錦川及びその兩岸一帯と、岩国・川西地区の市街地部とが同じ第3種風致地区とされていますが、こうした地域特性の異なる地区を同一基準で規制していくことが難しくなっている現状があります。このため、市条例による4区分を、本地域の特性に応じて指定するとともに、土地の特性に応じた運用を図っていくことにより、適切な風致の維持を図ってまいりたいと考えております。

右側の市条例に基づく区域の指定（案）を御覧ください。まず、城山部分、緑色で着色した区域になりますが、国有林であり、また風致保安林の指定もなされている城山については、『良好な自然環境を有する地区であり、特に現存の風致を維持する地区』として「第1種風致地区」とし、このうち、横山の森林部分を枢要な森林とすることとしております。

次に、横山地区、薄緑色で着色した区域になりますが、良好な自然環境を有する城山に隣接し、歴史的景観資源とともに、良好な自然的景観を有している横山地区は、『特に現存の風致を維持する地区』として「第2種風致地区」といたします。これらの2つの地区は、先ほど御説明しました「特に風致を維持すべ

き土地の区域」として、特に現存の風致を維持することとしております。

次に、水色で着色した区域ですが、錦帯橋、岩国城、臥龍橋、横山・岩国地区の街道から眺められる位置にあり、錦川とその隣接地が一带となった良好な自然的景観を有する地区は、『現存する自然的景観と調和した土地利用を図り、現存の風致を維持する地区』として「第3種風致地区」といたします。

次に、黄色で着色した区域ですが、城山や錦川に隣接した位置にあり、これらの自然環境とともに良好な自然的景観を有する地区を、『現存の風致を維持しながら、都市的土地利用との調和に配慮する地区』として「第4種風致地区」といたします。これらの4つの区分を指定し、条例で規定する許可基準等を適用することにより、当該土地の特性に応じた風致の維持が図られるものと考えております。

なお、概ねではございますが、県条例による第1種風致地区を、市条例では第1種風致地区と第2種風致地区に、また、県条例による第3種風致地区を、市条例では第3種風致地区と第4種風致地区に、それぞれ移行させるイメージでございます。図の下には、主な許可基準の比較表を掲載しておりますが、御覧のとおり、現状の許可基準と同じ、又は第4種地区では緩和することとしており、市条例移行に伴う住民の負担の増大は、生じないこととしております。なお、第1種風致地区は、基準が厳しくなるものの、区域のほとんどが国有林の森林であることから、住民への負担の増大はございません。

次に、審議資料（表紙に青い帯が付いた資料）にお戻りいただき、9ページをお開きください。「5、風致の維持・創出のための施策の方針に関する事項」についてです。まず、錦帯橋風致地区全体の「施策の方針」として、「錦帯橋風致地区では、自然環境と歴史的景観が調和した良好な自然的景観を保全するとともに、現存の風致の質の向上を図るために、地区の特性に配慮しつつ、樹木に富んだ緑化を推進する」ことを掲げております。ここから先は、第1種から第4種まで、各風致地区ごとに、「施策の方針」及び「主な規制等の内容」について記載しております。それぞれの地区の特性に応じ、①から⑧まで、市条例に沿った主な規制等の内容を示しておりますが、地区ごとの主な違いは、建築物の建築等の際の高さ制限などとなっております。

まず、第1種風致地区の施策の方針についてでございます。「この地区は、照葉樹林等が広がる自然豊かな環境を有する地区であることから、建築物の建築等その他の行為については、錦帯橋や岩国地区などからの眺望景観に配慮することとし、自然環境に溶け込んだものとする」と方針として掲げております。こうした考え方のもと、建築物の建築等について、条例の許可基準を適用するとともに、その他形態意匠等、8つの事項について基準を示しております。

次に、第2種風致地区についてでございます。「この地区は、城山と錦川、護岸の桜並木等の良好な自然環境に囲まれ、吉川藩由来の歴史的建造物等が存する地区であることから、建築物の建築等その他の行為については、良好な自然的景観とともに歴史的景観に配慮したものとする」としております。こうした方針のもと、第1種風致地区と同様に、建築物の高さや形態意匠等について、それぞれ基準を示しております。

次に10ページの下側、第3種風致地区についてでございます。「この地区は、錦川や護岸の桜並木等、良好な水辺景観を有し、岩国藩由来の歴史的建造物等が存する地区に隣接していることから、建築物の建築等その他の行為については、自然環境との調和を図るとともに、周囲の歴史的景観に配慮する」としてしております。11ページをお開きください。こうした方針のもと、建築物の高さや形態意匠等について、

それぞれ基準を示しております。

次に、第4種風致地区についてでございます。「この地区は、自然豊かな城山や錦川などに隣接し、良好な自然的景観を有している地区であることから、建築物の建築等その他の行為については、周辺からの眺望景観に配慮し、現存の風致を調和させる」ことを施策方針として掲げ、この方針のもと、建築物の形態意匠等について、それぞれ基準を示しております。以上が、4つの風致地区における施策の方針に関する事項でございます。これらの方針の下、各地区の特性に応じた風致を維持してまいりたいと考えております。

次に、12ページを御覧ください。最後の項目となります、「6、その他風致の維持・創出に関し重要な事項」についてです。最初に「(1) 関連施策との調整」についてでございます。錦帯橋周辺は、風致地区制度以外にも、岩国市景観計画の重点地区など、その環境等を保全するための制度が適用されております。当地区の特性を踏まえた風致の維持・創出を図るため、こうした関連施策との調整を図ることとしております。

次に「(2) 市民・事業者・行政が取り組むべき事項」についてでございます。風致を維持していくためには、行政による取り組みだけでなく、市民や事業者のご理解・ご協力が必要となります。ここでは、そうした意識を醸成し、景観まちづくりを推進することや、住宅敷地内等への積極的な植栽や花壇・プランターの設置等、緑化の推進を図ること、また、小規模な行為を行う場合においても、風致を維持するため、それぞれの区域で定められた基準に沿うよう努めることとしております。風致保全方針の内容についての説明は以上でございます。

先ほどご説明しましたように、風致の維持にあたっては、行政の取り組みのみならず、土地所有者等の御理解、御協力が不可欠です。この風致保全方針によって錦帯橋風致地区の特性を示し、風致の維持・創出に関する方針を明確にすることにより、住民と行政とが一体となった取り組みに繋げていきたいと考えております。

今後、当審議会における御意見を踏まえ、風致保全方針及び風致地区の区分を決定するとともに、平成27年4月1日の条例施行に向けた準備を進めたいと考えております。

なお、昭和13年の錦帯橋風致地区の都市計画決定から、かなりの年数が経過しており、この間、土地利用や地形の変化等があることから、今後、風致地区の区域の見直しを予定しております。見直しに当たっては、本年3月に策定しました岩国・横山地区を対象とした「城下町地区街なみ環境整備事業計画」や、これに関連する景観計画の変更、また、錦帯橋の世界遺産登録に向けた取り組みなどとの調整を踏まえまして、風致地区の区域変更案を作成してまいりたいと考えております。案がまとまりましたら、当審議会にお諮りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑や御意見がありましたら、挙手の上お願いいたします。

○塩田委員 風致地区の規制で建築物を細やかに規制したり植栽等を推進するのはとてもいいことだと思いますが、せっかく構造物の規制をかけておいて、錦帯橋の下に常にカラフルなバスがたくさん停まってい

るのは、とてももったいないと感じています。都市計画とは違うのかもしれませんが、錦帯橋から見る景観すべて風致で整えて行こうというのであれば、目に馴染まないものにも配慮していただければと思います。

○事務局（高崎都市計画課長） ただ今、特に岩国地区におきましては、歴史的なまちづくりをやろうということで、事業計画を建てて今年度から実施しているところです。こういった計画を進めるにあたりまして、委員が言われました下河原の駐車場、また売店等の観光に係る課題が多々ございます。そういったものにつきましては、文化財保護課や観光振興課などと調整を図りながら取り組んでいるところでございまして、今御指摘のありました駐車場につきましても、今後、錦帯橋世界遺産といった取り組みもしておりますので、そういったところでも大きな課題となっております。市としてこういったことにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的に施策として、今年度、観光振興課が観光ビジョンを策定しますので、そういった中でぜひ、検討していただけたらということで、内部調整をしているところでございます。以上でございます。

○塚本会長 そのほかお願いいたします。

○栗飯原委員 風致地区の維持の保全方針そのものはいいと思うんですが、その前提となる岩国市の土砂災害ハザードマップによりますと、第一種、第二種のところはほとんどが、急傾斜地の崩壊区域と、一部では土石流の危険区域にもなっております。せっかく風致の保全方針を示したのですから、前提となる災害の防止策との関係ですが、強化していこうとしているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。ご回答いただけますでしょうか。

○事務局（山中都市計画課班長） 急傾斜地の崩壊対策事業や治山事業といったような、そもそもの災害に対する取り組みでございしますが、各管理者、取り組まれるところが積極的にやっていたかなければならないところですが、その場合も風致の保全方針の考え方といたしまして、自然的景観を今後も良好に維持していきたいという配慮をしていただきながら、積極的に取り組んでいただきたいと考えております。そういったところを表したものが今回の保全方針と考えていただければいいと思います。

○栗飯原委員 部課が違ってても役所の中でよく連携をとって、横の連携を図ってもらいたいと思います。

○事務局（山中都市計画課班長） 具体的な話をさせていただきますと、災害のために必要な行為は、今回定めました風致条例の中では、許可は基本的に不要な取り扱いをしております。そういったことから、横の連携を取らずに自由にやっていいのかといいますと、そうではないということを、このたびの風致保全方針の中で6番目のところの項目になりますけれども、関係機関との調整を図りながら、風致に配慮していただきたいという願いを込めまして、記載をさせていただいております。ページでいいますと12ページの「6 その他風致の維持・創出に関し重要な事項」のところで、関連施設との調整というところがございまして、この中で関係機関との調整を図るということを記述しております。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。はい。

○嶋田委員 条例が県から市へ移管されて細やかな対応ができるのは非常にいいことだと思うんですが、県管理の河川ということで、護岸や河川敷の構造物がコンクリートを貼ったような人工的なものが目立っている状況だと思うんですが、県条例から市条例に移ったことで支障のないように、風致をうまく機能させてもらえたらと思います。特に、横山河川敷の運動広場の前までの川がかなり荒廃している状況で

すし、竹林の扱いも色々意見があると思いますので、風致の観点から細やかな対応をしていただけたらと思います。これは意見です。

○塚本会長 今の御意見に何かございますか。

○事務局（高崎都市計画課長） 護岸改修や錦城橋の上流の山が崩れている、こういったものの復旧に対しまして、県の方から 市が景観計画を持っておりますので、事前に相談を受けております。この事前相談の中で、工事を発注する前に、県土木に対して景観に配慮するように指導すると共に御協力いただいて、錦帯橋の風致に沿った施設にさせていただくよう努めているところです。以上でございます。

○塚本会長 そのほかございますでしょうか。どうぞ。

○味村委員 言葉の意味について、県の条例だと、調和だとか、創出するという言葉が出てくるが、一方、市条例では、主に維持をすることが目的とされているが、違いは何かというところが1点目。

もう1点は、先程、観光と風致がいかにもイコールみたいなことを言われたが、観光イコール風致地区が良くなるとは限りませんので。観光と何の連携をとるのか。一方はお客さんを沢山呼ばなければいけない。それから、自然というものの考え方も色々あると思います。言葉の意味はどのように考えていらっしゃるのか教えてもらいたい。

○事務局（高崎都市計画課長） 1点目の、維持と創出の言葉の意味の違いから、お答えさせていただきます。県では創出という言葉が入っております。市条例ではそういった言葉が入っていないということだと思いますけれども、県条例は昭和45年に施行されまして、今まで運用されてきております。その時点におきましては、やはり、維持と創出ということが求められてきたものと考えておりますけれど、昭和45年から条例を運用してきた中で、実際には都市化が進みまして、現状の風致をそのまま維持することが、難しい状況になってきております。そういった観点から、実際には、現存の風致を維持するということに力をおいて今回の条例を定めているところでございます。

特に第4種風致地区は、少し緩和をしてございます。こちらには都市的な土地利用に配慮して、現存の風致を維持する地区という形で、風致地区ではな地区に近い形での規制というものになろうかと思います。現存の風致についてはこのまま維持していきたいということで、創出という言葉は使っておりません。

それから、観光と風致の関係でございますが、決して、風致や景観が良くなったからといって、観光客が増えるとは考えておりません。景観計画の中におきましても、特に横山、岩国地区につきましては、観光客も多く参るところでございます。そういったことから景観を維持していかなければならないということで、横山地区につきましては、重点地区に指定して、取り組みをしているところでございます。

そういった中で、今一番課題に挙げておりますのが、商店の看板、そういったものが錦帯橋周辺の景観を乱している部分があるということで、商店につきましては、観光部局になりますので、連携をとりまして、看板等の錦帯橋の歴史的景観に沿った形への誘導、景観計画に沿った形でのお願いをしている状況でございます。先程、風致が良くなったから、観光局が増えるようなイメージになったかもしれませんが、決してそうではございませんのでよろしくお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。そのほか御意見ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

○熊野委員 第三種風致地区で気になるのが、豪雨災害に関する県などの、公共工事の見直しで、公共事業

評価委員をしているんですが、河川などを浚渫して、豪雨災害の時の、雨水があふれるのをいかに抑制しようかという動きがあるんですが、風致の水面埋め立てし、干拓、木竹の伐採、土石類の採取、必要な埋め戻しをなささいということがあるんですが、災害とバッティングしないのかどうかということが気になったのですが。それだけの雨量に耐えられるのかということなんです。いかがでしょうか。

中小河川では、豪雨災害に備えて水草であるとか、植栽を伐採する方向にあるんですが、土石類の採取のところで、埋め戻しという記述があるんですが、問題がないかどうかです。台風の豪雨等があっても、風致の維持の為に必要な埋め戻しという文言があってもいいという確信があれば問題ないんですが。

○塚本会長 土砂を採取した際に、適切に埋め戻しをするという趣旨で書かれたものだと思うんですが、それが、浚渫した際にも埋め戻すんだと、直接的に捉えられないかということだと思うんですが。

○熊野委員 そうです。浚渫して埋め戻すのであれば浚渫する必要がないことになります。

○事務局（高崎都市計画課長） 公共事業で防災の為にを行う行為につきましては、許可は必要ございませんで、通知を頂くことになっております。ですから、基準を適用してそこを埋め戻す必要はございません。

ただし、通知をいただく場合も県土木建築事務所とのから事前の相談を受けまして、適切な形で施行をお願いしていくつもりでございます。

○江藤委員 今、私共は山地関係の災害の対応をしています、市の条例案を見させていただきまして、法律に基づいての公共事業、特に災害関連の事業について、許可ではなくて、通知ということで確認しております。県と市とが連携をとって事前に協議をし、手続きとしての通知をきちんとさせていただこうと思っております。事前に調整しておりますので、逆に私共からもそういった確認をさせていただいておりますことを申し添えます。

○塚本会長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。意見も出たようでございます。

それでは、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思います。いくつか質問はございましたけれど、趣旨については積極的に評価していただけるような御発言もございました。そういうことで、このたび付議されました諮問第12号について、支障ない旨を市長に答申することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、御異議はないものと認めます。よって諮問第12号につきましては当審議会として、原案のとおり可決決定した旨市長に答申いたします。

本日予定された議事については、以上でございます。皆様の御協力により円滑な審議を行うことができました。ありがとうございました。

以上で本日の議事日程を終了いたしますが、委員の皆様から何かございますか。

それでは、事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局（弘下主任） 受付でお預かりした駐車券につきましては、会場出入口にてお返しいたします。

精算処理を終えてますので、駐車場を出られる際に、そのまま精算機にお入れ下さい。

以上でございます。

○塚本会長 それでは、以上をもちまして、第16回都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

[午後4時閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条の規定により署名する。

平成26年10月24日

議事録署名委員

高橋幸広

議事録署名委員

嶋田宗雄
